

■学校経営のポイント

新型コロナウイルス「緊急事態宣言」への対応

小島 宏

4月7日、新型コロナウイルスの急速な蔓延を踏まえ、7都府県を対象とした、改正新型インフルエンザ等特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令された。学校は、宣言の趣旨を正しく理解し、適切に、冷静に対応したい。

宣言に基づく学校の対応

「緊急事態宣言」の対象区域に指定された都府県の知事には、不要不急の外出自粛の要請、学校や大規模な集会場などの使用制限・停止の要請・指示などを行う権限が与えられる。

学校として「緊急事態宣言」の趣旨を正しく理解し、教育委員会の示す方針に基づきどのように対応するか検討の上、明確に決定し、教職員間で共通理解をして実施する。

保護者や子どもへの周知

学校の「基本方針」と「具体的な対応策」について、保護者と子どもに対して周知徹底し、十分な理解と協力を得ることが重要である。

その方法については、学校便り臨時号やメールによる連絡など、学校や保護者の実情に応じて工夫する必要がある。その際、子どもでも十分理解できるように明確・簡潔・平易な表現にする。

感染防止策に関する指導

「具体的な対応策」の中には、まず、子どもへの指導を組み込むようにする。「自分がうつらない、他人にうつさない」ための「3密」と、手洗いとマスクの励行、咳エチケットなどを分かりやすく説明し、実行するよう保護者へ協力を求める。

(自分がうつらない、他人にうつさないための「3密」)
★密閉空間「むしむし」 換気の悪い所に行かない。
★密接場所「ぎゅうぎゅう」 大勢の人が集まる場所に行かない。

★密着場面「がやがや」 近くで会話をしたり、歌ったり、体をくっつけたりしない。

生活リズムと悩み相談

また、臨時休校や不要不急の外出自粛で、子どもの多くは精神的・身体的にストレスを抱えている。

そこで、「早寝、早起き、3度の食事」、遊びや運動をする、手伝いをするなど、生活リズムが乱れないようにすることへの助言も必要である。

保護者の仕事の関係などから家庭での子どもの世話、学童保育、塾や稽古事など様々な悩みに対して、学校が直接に対応できないことは相談先を紹介するなど可能な限り丁寧に応じたい。

休校中の家庭での学習

当然ながら昨年度の3学期、新年度の1学期の学習の遅れが、学校も保護者も子どもも気になる場所である。そこで、家庭での学習の仕方について、子どもの発達段階に応じて具体的に指示する。

前学年の教科書を使っての復習、新学年の新しい教科書を使っての予習、読書や新聞を読むことの奨励、ICTを活用した学習、例えば「算数3ステップドリル」などネットで検索すれば無料で利用できる学習教材の紹介など、家庭で可能な学習方法を紹介する。

学習遅滞への対応や授業時数の確保

学校としては、学習遅滞や授業時数の補填が心配の種である。管理職は、これを一気に取り戻そうと慌てることなく、冷静に指導計画を見直し、調整することに、リーダーシップを発揮したい。

そして、子どもの自然な学びの姿を思い描き、指導内容の精選と重点化、教科等横断的な展開の工夫をするなど、窮地を好機にするべく休校中に対策を練っておきたい。

(こじま・ひろし=元東京都公立小学校長・(公財)豊島修練会理事長)

●希代の校長5人に問う、校長のなすべきこと《好評発売中！》

校長の覚悟 一木村泰子 西郷孝彦 住田昌治 小高美恵子 新保元康

【著】「教職研修」編集部 四六判/定価(本体 2,000 円)+税

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、小社HP <http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp> をご利用ください。

